

東京都「航空機騒音に係る検討会」の騒音基礎調査等の 時期の変更について

1 「航空機騒音に係る検討会」設置の経過

- ・東京都は環境基本法に基づき、航空機騒音の環境基準を適用する地域を指定
- ・羽田空港の新飛行ルート運用開始に伴い、指定地域の見直しについて、第1回検討会を令和3年1月15日に開催
- ・騒音シミュレーションモデル作成のため令和3年度に騒音基礎調査を都内で実施予定

2 騒音基礎調査等の時期の変更

- ・羽田空港では騒音音源である航空機の質的（航空機種）、量的（航空便数）変化が起こっており、平常時と大きく乖離
- ・羽田空港の運用について、国が技術的な面で検討を進めており、今後、騒音の発生状況が大きく変化することも想定
- ・見直しの検討を進めると、本来の騒音状況を反映しない形で地域を指定してしまう可能性

3 今後の都の対応方針（案）

- ・航空便数の減少、大型機から中型機への機種変更、国の固定化回避検討で想定される新たな騒音対策を踏まえると現在の騒音状況は過渡期であると判断されるため、当面の間、騒音基礎調査の実施時期を後ろ倒し
- ・実施時期については、航空便数の回復状況や機材変更状況、国の固定化回避の検討内容などを踏まえ、国土交通省や関係自治体とも協議の上決定